

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

[教育課程]

- ・ 学部、研究科ごとにコア・カリキュラムを設定するなど、それぞれが担う人材養成に応じた教育課程を編成し実施する。
- ・ 観光学部を有する国立大学である特色を活かし、更なる観光教育の高度化・国際化を進めるべく、観光学の大学院博士課程を新設し、グローバルに活躍できる優れた人材を輩出するための教育課程を編成し実施する。また観光学教育・研究の世界的水準に応えるべく、国連世界観光機関による認定（tedQual）取得に向け、観光学を中心としたグローバル教育・カリキュラムの開発等に取り組む。
- ・ 観光学で世界をリードするトップレベルの大学（サリー大学等）と連携した教育研究に取り組むとともに、外国人教員を招聘し、卒業に必要な単位を英語で履修可能とするための履修制度の設計を行う。
- ・ アジア圏の大学と連携したジョイント・ディグリー導入に向けて、ガジャマダ大学、フィリピン大学等との交渉・調整を行う。
- ・ 少人数による初年次教育（導入教育）の履修モデル厳格化や双方向性を重視した授業内容の充実により、学習への動機付けや学習習慣の形成をはかる。また、学生による学習支援組織を設置し、学習意欲向上に向けた支援体制を確立する。

[教育内容]

- ・ 専攻する学問分野の知識のみでなく、コミュニケーション能力、問題解決能力、情報リテラシーなど、社会人としての基礎力を育成するための体系的な履修モデルを構築する。
- ・ 学位授与、教育課程、単位制度などの方針を明確化するとともに、学生に提供する情報の公開及び教育サポートシステムなどを利用し、学生への周知方法を充実する。
- ・ 大学間の協働による授業の提供をより充実させる。
- ・ 自主的・創造的活動を学士教育課程において重視し、倫理観、自己管理能力、協調性、プロジェクトマネジメント力の育成を意図した教育を実施する。
- ・ 卒業・修了時に社会人としての基礎力を獲得できるように、系統的なキャリア教育を初年次から導入する。高学年次においてはインターンシップを充実させるとともに、企業・自治体等地域との連携によるキャリア教育体制を構築する。
- ・ 社会人に対する履修証明プログラム及び高度なスキルを持った人材育成のための特別講座の開設、大学院授業の聴講制度など、社会人リカレント教育を充実する。

[成績評価]

- ・ 学習時間などの実態把握、教育方法の点検・見直しを行い、より客観的な成績評価基

準を策定し適用する。

[入学者選抜]

- ・ 学生の年間単位取得状況などを調べ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を適切に受け入れていたのかを確認することによって、入試機能の有効性を検証し、その結果を踏まえ入試方法に反映する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

[教育の実施体制]

- ・ 教養教育において、組織的な取組を可能とする企画・運営体制を確立し、強化する。

[教育の質の改善]

- ・ 授業参観制度、グッドレクチャー賞、FDフォーラムなどを強化し、全学、各学部及び各研究科におけるFD活動をより充実させる。
- ・ 学生の授業評価などに基づく、各教員の授業改善を支援する体制を確立するとともに、問題解決教育のPDCAサイクルにつなげる。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

[学習・生活支援]

- ・ サポートマニュアルを作成するなど、身体に障害を持った学生の学習・生活面での支援を強化する。
- ・ メンタルな問題で修学困難となった学生や、単位修得状況に問題のある学生、留年生などに対するキャンパス・デイケアを強化する。
- ・ 学生生活に関わるトラブルの防止を図る、学生の課外活動への参加率を高めるなどの支援を推進するとともに、社会人としてのマナー教育を行う。

[就職支援]

- ・ 全学的就職支援体制の下で、キャリア形成支援、就職対策の立案及び学生相談体制を維持・強化する。

[ハラスメント対応]

- ・ 教職員に対する啓発研修会や学生に対する啓発講演会の開催などハラスメント防止の取組を引き続き実施するとともに、ハラスメントが起こった場合に備え、相談窓口の周知、相談員研修などをさらに強化する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

[研究水準]

- ・ 卓越した研究グループ活動を支援し、研究拠点の形成を推進する。
- ・ 国内外の研究組織との研究連携を進め、研究活動の活性化と水平展開を図る。
- ・ 優れた若手研究者育成のため、基礎的な研究を含め支援を強化する。
- ・ 研究環境を整えるため、費用、設備、人的支援などの面でセーフティーネットを構築する。
- ・ 国際観光学センター（仮称）の整備に向け、観光学で世界をリードするトップレベル

の大学(サリー大学等)と連携した教育研究に取り組むとともに、外国人教員を招聘し、観光学研究における国際的な研究拠点の形成を進める。

[研究成果の社会還元]

- ・ 産官学の研究交流の場を通して地域に根ざした研究シーズを発掘し、実効ある共同研究を推進する。
- ・ 地域の研究者も参画し、学生・教員の学外での研究発表を促進する。

(2) 研究支援等に関する目標を達成するための措置

[研究支援]

- ・ 観光学など特色ある研究や学部横断型のプロジェクト研究、グループ研究を重点的に推進するため、財政面などで支援を行う。
- ・ 若手による研究、女性による研究に対する支援を推進する。

[研究の質の向上]

- ・ 研究計画や成果報告を含め、積極的に自己評価・外部評価を行い、高い評価を得た教員にインセンティブを与えるなど、研究の質の向上を図るための取組を推進する。

[研究倫理]

- ・ 学術研究の健全な環境の確保、信頼性と公正性を担保するため、倫理指針の徹底を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域の活性化に寄与するため、大学を支援するステークホルダーとの協働を推進し、高大連携など地域社会のニーズにあった教育・研究を拡充する。
- ・ 時代ニーズに即応し、サテライトを含むセンターについて、ミッションを活かしつつ発展的運用を図り、各種連携協定についても見直しを進める。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・ 留学生受け入れ人数の多い国などの重点国を選び、重点的に国際交流を推進するとともに、締結している国際交流協定の機能状況などを点検し、その見直しを行う。
- ・ ビジネス日本語及び日本や和歌山地域の生活・文化などを体験学習できる授業を地域のボランティアなどの協力を得て推進し、留学生に対する「日本語・日本事情」教育を充実させる。
- ・ 国際交流活動において、地域の産官学民とのネットワークの推進や社会人を対象として開講している地域在住の外国人子弟などの支援を目的としたボランティア日本語教員養成講座などにより、地域の国際化支援に積極的に貢献する。
- ・ 国際観光学センター(仮称)の整備に向け、英語研究論文集の出版、国際学会等の開催を通じ、本学全体の人文社会科学系の研究成果を国際的に発信する。また第3期中期目標期間において、国連世界観光機関の観光教育・訓練・研究機関認定(tedQual)の取得に向け、観光学を中心としたグローバル教育・カリキュラムの開発等に取り組む。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・ 附属学校を活用して、大学教員・院生との共同研究を拡大するとともに、教育学部学生の授業力向上の方法を研究する。
- ・ 特別支援学校において、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を一層発展させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

[教育研究組織の見直し]

- ・ 大学院の構成やその定員についての適正化を進めるとともに、その他の教育研究組織についても見直しを行う。
- ・ 社会が求める人材育成拠点の形成及び機能強化に向けた教育研究組織改革を推進すべく、より柔軟かつ多様な取り組みを可能とするための教員組織改革(教員組織一元化等)を実施する。
- ・ 観光学教育・研究の世界的な拠点を形成するとともに、学際的学問領域である観光学を基点に各学部・研究科等の人材・強み・特色を結集し、その成果を全学に還元・循環する仕組みの構築に向けた検討に取り組む。

[資源配分]

- ・ 学長のリーダーシップの下で学内資源の再配分を行い、機動的、効果的、戦略的な予算編成を推進する。

[人事制度]

- ・ 教員の欠員補充にあたって、計画的に優秀な人材を採用する仕組みを強化する。
- ・ 職員の資質向上のため、私立大学・企業などへの派遣研修や学内研修制度など多様な職員研修を導入する。
- ・ 男女共同参画の基本方針に基づく施策を推進する。
- ・ 障害者の採用を促進し、「障害者雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率を達成する。
- ・ 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。

[監査機能]

- ・ 学長、監事と監査室による定期的な連絡協議会を実施するなど、監査機能を充実強化する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 業務の効率化を図るため、全学共通のポータルサイトの開設、データベースの統合など情報化を推進し、有効に活用する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 科学研究費補助金の申請件数を、平成27年度までに、平成21年度と比較して2割増加

させる。

- ・ 知的財産の取得と有効活用を推進し、第二期中期目標期間における知的財産収入を第一期の2倍以上とする。
- ・ 和歌山大学基金への寄附を増加させる取組を推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- ・ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ・ 非常勤教職員の活用・配置について見直しを行い、効率化を図る。

(2) 人件費以外の経費の削減

- ・ 節電や資源ゴミの分別などにより、環境への負担低減を図り、経費の削減を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 施設設備のマネジメントを引き続き行い、国際観光学センター(仮称)の整備を含む大学機能強化のため、施設設備の有効活用を推進する。
- ・ 戦略的に財務分析を行い、その結果を大学運営の改善に活用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 自己点検・評価体制の見直しを行い、改善と一体となった戦略的な自己点検・評価を実施する。
- ・ 教職員評価制度を検証し、必要な見直しを行うとともに、評価結果を公表し、処遇に評価結果を反映させる。
- ・ 研究プロジェクトなどについて、学内外の有識者による厳格な評価を推進し、評価結果を研究費など資源配分に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 広報体制を充実強化するとともに、学内情報の共有化を進め、戦略的な広報を実現する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 観光学部棟を建設し、その施設・設備について計画的に整備を行う。
- ・ 新駅の開業に向けて、進入路などを整備する。
- ・ 全学的な情報基盤を構築し、教育研究活動を支援するとともに、学内情報資源の有効活用を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・ 東南海地震、南海地震など自然災害への対応として、学生及び教職員への防災教育、

防災訓練、職場の安全点検を推進する。

- ・ 情報セキュリティ対策の充実強化を図るため、情報セキュリティポリシーを周知し、それに基づく施策を着実に実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・ 法令遵守のための教育研修を年1回以上実施する。
- ・ 経営協議会、監事、監査室などによるチェック機能を強化するなど、法令遵守を徹底する。
- ・ 研究の健全な環境の確保、信頼性と公正性を担保するため、倫理指針の徹底を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	24,098
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	138
自己収入	16,842
授業料及び入学科検定料収入	16,366
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	476
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,771
長期借入金収入	0
計	42,849
支出	
業務費	40,940
教育研究経費	40,940
診療経費	0
施設整備費	138
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,771
長期借入金償還金	0
計	42,849

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 28,426 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人和歌山大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。

・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。

・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。

・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③ 基準学生納付金収入：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \\ \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = I (y)}$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	42,707
經常費用	42,707
業務費	39,141
教育研究経費	6,636
診療経費	0
受託研究費等	1,450
役員人件費	447
教員人件費	23,624
職員人件費	6,984
一般管理費	1,986
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,580
臨時損失	0
収入の部	42,707
經常収益	42,707
運営費交付金収益	23,681
授業料収益	13,324
入学金収益	2,061
検定料収益	539
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,450
寄附金収益	280
財務収益	19
雑益	456
資産見返負債戻入	897
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	43,318
業務活動による支出	40,954
投資活動による支出	1,895
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	469
資金収入	43,318
業務活動による収入	42,711
運営費交付金による収入	24,098
授業料及び入学金検定料による収入	16,366
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,450
寄附金収入	303
その他の収入	494
投資活動による収入	138
施設費による収入	138
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	469

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 11億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・経済学部同窓会館の土地（和歌山県和歌山市和歌浦南三丁目1679番12 501.57㎡）を譲渡する。
- ・紀伊合同宿舍の土地（和歌山県和歌山市神波川原30番93 1,488.55㎡）及び建物（延面積1,147㎡）を譲渡する。
- ・関戸宿舍敷地の土地（和歌山県和歌山市西高松1丁目316番6 1,113.27㎡）を譲渡する。
- ・外国人教師宿舍の土地（和歌山県和歌山市西高松1丁目316番2 555.28㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・重要な財産を担保に供する計画はありません。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、大学の基本的な目標を達成するため、教育研究をはじめとする大学機能の充実・発展に必要とする経費に充当する。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
小規模改修	総額 138	国立大学財務・経営センター 施設費交付金（138）

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(人事に関する方針)

採用

- ・ 教員の欠員補充にあたって、計画的に優秀な人材を採用する仕組みを強化する。
- ・ 障害者の採用を促進し、「障害者雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率を達成する。

配置

- ・ 男女共同参画の基本方針に基づく施策を推進する。

処遇

- ・ 教職員評価制度を検証し、必要な見直しを行うとともに、評価結果を公表し、処遇に評価結果を反映させる。

研修

- ・ 職員の資質向上のため、私立大学・企業などへの派遣研修や学内研修制度など多様な職員研修を導入する。

《参考》中期目標期間中の人件費総額見込み 28,426 百万円（退職手当は除く。）

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担の予定はありません。

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 観光学部棟校舎整備事業に係る建物新営工事費、施設設備整備費の一部
- ② その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

国立大学法人和歌山大学における学部及び研究科について

別表（収容定員）

平成 22 年 度	教育学部	755人	
	（うち教員養成に係る分野 535人）		
	経済学部	1,340人	
	システム工学部	1,195人	
	観光学部	410人	
	教育学研究科	90人	
	うち修士課程	90人	
	経済学研究科	94人	
	うち修士課程	94人	
	システム工学研究科	290人	
	うち博士前期課程	258人	
	博士後期課程	32人	
平成 23 年 度	教育学部	740人	
	（うち教員養成に係る分野 580人）		
	経済学部	1,340人	
	システム工学部	1,180人	
	観光学部	440人	
	教育学研究科	90人	
		うち修士課程	90人
		経済学研究科	89人
		うち修士課程	89人
		システム工学研究科	282人
	うち博士前期課程	258人	
	博士後期課程	24人	
	観光学研究科	5人	
	うち修士課程	5人	
平成 24 年 度	教育学部	740人	
	（うち教員養成に係る分野 580人）		
	経済学部	1,340人	
	システム工学部	1,180人	
	観光学部	440人	
	教育学研究科	90人	
	うち修士課程	90人	
	経済学研究科	84人	
	うち修士課程	84人	

	システム工学研究科	282人
	うち博士前期課程	258人
	博士後期課程	24人
	観光学研究科	10人
	うち修士課程	10人
平成 25 年 度	教育学部	740人
	(うち教員養成に係る分野	580人)
	経済学部	1,340人
	システム工学部	1,180人
	観光学部	440人
	教育学研究科	90人
	うち修士課程	90人
	経済学研究科	84人
	うち修士課程	84人
	システム工学研究科	282人
うち博士前期課程	258人	
博士後期課程	24人	
観光学研究科	10人	
うち修士課程	10人	
平成 26 年 度	教育学部	740人
	(うち教員養成に係る分野	580人)
	経済学部	1,340人
	システム工学部	1,180人
	観光学部	440人
	教育学研究科	90人
	うち修士課程	90人
	経済学研究科	80人
	うち修士課程	80人
	システム工学研究科	282人
うち博士前期課程	258人	
博士後期課程	24人	
観光学研究科	20人	
うち博士前期課程	14人	
博士後期課程	6人	
平成 27 年 度	教育学部	720人
	(うち教員養成に係る分野	580人)
	経済学部	1,340人
	システム工学部	1,200人
	観光学部	440人
教育学研究科	90人	
うち修士課程	90人	

経済学研究科	76 人
うち修士課程	76 人
システム工学研究科	282 人
うち博士前期課程	258 人
博士後期課程	24 人
観光学研究科	30 人
うち博士前期課程	18 人
博士後期課程	12 人